

今月のお知らせ

台風19号関連支援

中小企業の施設など復旧・整備の経費を一部支援します

□共通

申込 2月19日(水)17時まで

①中小企業施設設備復旧支援事業

対象 次のすべてを満たす製造業者

- ①県内に工場などを有する者
 - ②県内で事業再開または継続を目指す者
 - ③施設の一部または全部に甚大な被害が生じていること
 - ④補助対象経費が200万円(税抜き)以上であること
- 対象経費 生産施設・設備の修理・修繕、建て替え・入れ替えに要する経費
※土地の取得や整備、賃貸借および一時利用、生産設備に含まれないもの(備品、什器など)は対象外です。

補助率 2分の1以内

補助限度額 上限1,000万円、下限100万円

②商業機能回復支援事業

- 対象 次のすべてを満たす中小企業者
- ①卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営む者
 - ②店舗や事務所などが「全壊」または「大規模半壊」の被害を受けた者
 - ③被災および復旧する施設の所在地が県内である者
 - ④県が実施する台風19号による災害関連の施設・設備関連支援事業を利用していない者
 - ⑤補助対象経費が200万円(税抜き)以上であること

対象経費 被災施設・設備の修復・修繕、建て替え・入れ替えに要する経費

補助率 全壊:100分の45以内、大規模半壊:100分の35以内

補助限度額 全壊:上限270万円・下限

90万円、大規模半壊:上限210万円・下限70万円

- 問 ①県新産業振興課産学連携推進班 ☎022-211-2721
- ②県商工金融課商業振興班 ☎022-211-2746

医療機関などの一部負担金の還付には申請が必要になります

一部負担金の免除要件に該当する人は、すでに医療機関などに支払った一部負担金が還付されます。

還付を受ける場合は、必要書類を持参し、保険給付課または各総合支所市民福祉課で手続きを行ってください。

対象 次のいずれかに該当する被保険者

- ①住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」、またはこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡した場合
- ③主たる生計維持者が重篤な傷病(1カ月以上の治療が必要と認められるもの)を負った場合
- ④主たる生計維持者が行方不明の場合
- ⑤主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合
- ⑥主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

持ち物 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、医療機関などが発行した令和元年10月12日から令和2年3月31日までの領収書の原本、または支払った一部負担金の額が確認できる書類、申請者名義の通帳、印鑑(朱肉を用いるもの)、り災証明書など被災したことが確認できる書類
※対象の②～⑥に該当する場合は、状況を確認できる書類が必要になります。

問 保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎23-6051

介護保険サービス利用者負担額の免除期間が延長になります

介護保険の要介護、要支援の認定を受けている人または事業対象者で、「全壊」「大規模半壊」「半壊」などの被災をし、その旨を介護サービス事業者などの窓口で申告した場合、1月31日まで介護サービス利用料などの自己負担分の支払いが免除されてきましたが、免除対象期間が3月31日まで延長されることになりました。

免除を受けるためには、これまでどおり介護サービス事業者へ、口頭での申告が必要になります。

対象 次のいずれかに該当する被保険者

- ①住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」、またはこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡した場合
- ③主たる生計維持者が重篤な傷病(1カ月以上の治療が必要と認められるもの)を負った場合
- ④主たる生計維持者が行方不明の場合
- ⑤主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合
- ⑥主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

問 高齢介護課介護給付係 ☎23-6125

交通マナーを守りましょう

市内では、今年に入り3件の交通死亡事故が発生(1月20日現在)し、3人の尊い命が奪われるという、極めて憂慮すべき事態となっています。

正しい交通マナーを実践し、多発する交通死亡事故の撲滅にご協力をお願いします。

問 防災安全課交通防犯担当 ☎23-5144

医療機関などの一部負担金の免除期間が延長になります

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、「全壊」「大規模半壊」「半壊」などの被災をし、その旨を医療機関などの窓口で申告した場合、1月31日まで一部負担金などの支払いが免除されてきましたが、免除対象期間が3月31日まで延長されることになりました。

免除を受けるためには、これまでどおり医療機関などの窓口で要件に該当する旨を申告してください。

対象 次のいずれかに該当する被保険者

- ①住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」、またはこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡した場合
- ③主たる生計維持者が重篤な傷病(1カ月以上の治療が必要と認められるもの)を負った場合
- ④主たる生計維持者が行方不明の場合
- ⑤主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した場合
- ⑥主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

問 保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎23-6051

福祉

がん患者医療用ウィッグの購入費用を助成しています

市では、がん患者の治療と就労、社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成しています。

対象 次のすべてを満たす市内に住所を有する人

- ①がんと診断され、現在治療中、または治療を受けたことがある人
 - ②住民税所得割額が304,200円未満の人
- 助成額 30,000円とウィッグ本体の購入費用の2分の1の額を比較して低い額

※1人1回のみ助成です。ウィッグ付属品やケア用品は対象外です。

申込 ウィッグを購入した日の翌日から6カ月以内に、健康推進課、各総合支所市民福祉課で配布、または市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/14,27052,46,132.html>)からダウンロードした申請書類と、がん治療を受けていることが分かる書類(お薬手帳、診断書など)、ウィッグ購入の領収書、振込先通帳の写しを添えて、健康推進課または各総合支所市民福祉課に申し込み

その他 これまでに、ほかの都道府県や市区町村の助成を受けた人は対象外
問 健康推進課保健・地域医療担当 ☎23-5311

介護に関する認証制度があります

「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」は、介護職員の育成や、働きやすい環境づくりの仕組みを整えている介護事業所が自ら宣言し、県や介護関係団体で組織する「宮城県介護人材確保協議会」が認証する制度です。

令和元年度から認証制度の第2段階が始まり、介護事業所の人材育成や働きやすさの取り組みが、より一層「見える化」できるようになりました。

宣言認証事業所は、「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」のウェブサイト([https://www.miyagi-](https://www.miyagi-kaigojinzai.jp/)

<https://www.miyagi-kaigojinzai.jp/>)で公表しています。介護の仕事や、利用する介護事業所を探しているなど、介護に興味がある人は、ぜひこの制度を活用してください。

問 みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局 ☎022-343-8565



国民年金

国民年金保険料を前納すると割引を受けることができます

国民年金保険料の前納には、4月に2年分を納付する「2年前納」、1年分を納付する「1年前納」、4月と10月にそれぞれ半年分を納付する「6カ月前納」があります。

令和2年度から新規に前納を希望する人は手続きをしてください。

申込期限 2月28日(金)まで
申込先 金融機関、年金事務所、市民課、各総合支所市民福祉課市民窓口担当
持ち物 納付書または年金手帳、通帳、通帳届出印鑑

□令和元年度割引額(参考)

前納方法	口座振替	納付書
2年前納	15,760円	14,520円
1年前納	4,130円	3,500円
6カ月前納	1,120円 (年間2,240円)	800円 (年間1,600円)

問 古川年金事務所 ☎23-1200
市民課年金係 ☎23-6079
各総合支所市民福祉課市民窓口担当

医食同源

地元で採れた新鮮野菜のおもてなし

数量限定・予約制 広告

ひまわり
向日葵の手作りお弁当

地産地消、旬の地場産野菜の旨みを味わって頂くと共に、「医食同源」を基に低カロリーだけど満腹感のあるバランスのとれたお弁当を作っています。幅広い年齢層に受け入れられる家庭的な味です。

向日葵給食センター

■本店/〒989-6127 大崎市古川宮内字笹畑8-5
TEL. **0229-24-0068** FAX. **0229-24-0618**

古川土地ビル

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします

アパマンショップ古川駅前店

宅地建物取引業:宮城県知事免許(13)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会(社)全国宅地建物取引業保証協会(社)東北地区不動産公正取引協議会加盟
<http://www.yoitochi.com> 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号

株式会社 古川土地 TEL. **0229-23-8484**
FURUKAWA-TOCHI ☎0120-2-8484-2(携帯・PHSからも通話可)

創業 昭和47年
不動産と建設の総合力で地域に貢献いたします。